(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童クラブを実施していない地域及び放課後児童クラブの定員に対して 通所児童が多い地域の放課後における児童の健全育成を図るため、児童福祉施設、学校の施設、ま ちづくりセンター等を利用して、児童に対し適切な遊びと生活の場を提供する事業(以下「小規模 放課後児童クラブ」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについ て、長浜市補助金等交付規則(平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。)に規定するも ののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- **第2条** 補助対象者は、小規模放課後児童クラブを実施する団体であって、次に掲げる要件をいずれ も満たすものとする。
 - (1) 長浜市放課後児童クラブ条例(平成18年長浜市条例第110号)第4条第1項に規定する児童が 2人以上在籍していること。
 - (2) 施設及び設備が確保され、その衛生及び安全が確保されていること。
 - (3) 安全で円滑な活動ができるよう支援員が2人以上確保されていること。
 - (4) 小規模放課後児童クラブ実施中の児童の事故等に備えた保険に加入していること。
 - (5) 開所時間及び休所日は、長浜市放課後児童クラブ管理規則(平成18年長浜市規則第82号)第4条の規定に準じたものであること。
 - (6) 小規模放課後児童クラブの実施場所は、長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長浜市条例第33号)第9条第2項に規定する面積基準を満たしていること。
- 2 前項第5号に規定する開所時間及び休所日は、市長が適当と認めた場合は、地域の実情に応じて 変更することができるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、小規模放課後児童クラブに要する経費とする。ただし、食糧費は対象外とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1か所当たり年額1,695,000円を上限とする。 ただし、小規模放課後児童クラブを実施する期間が6か月未満である場合は、1か所当たり年額 848,000円を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、長浜市立学校の管理運営に関する規則(平成18年長浜市教育委員会規則第16号)第3条第1項第3号から第6号までに規定する学校の休業日(以下「休業日」という。)にのみ小規模放課後児童クラブを実施する場合にあっては、補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1か所当たり日額18,000円を上限とする。
- 3 1人以上の障害児(放課後児童健全育成事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙)別添3に定める障害児をいう。以下同じ。)の受入れに当たり、第2条第1項第3号に規定する支援員数の加配を行う場合は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額を前2項に定める限度額に加算することができる。この場合において、第2条第1項第1号中「2人以上」とあるのは「3人以上」と読み替えて適用する。
 - (1) 年間を通して小規模放課後児童クラブを実施する場合 35万円
 - (2) 小規模放課後児童クラブの実施期間が6か月未満の場合 18万円
 - (3) 休業日にのみ小規模放課後児童クラブを実施する場合 18万円

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書(様式第1号)を用いるものとする。

(実績報告)

- 第6条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業報告書(様式第2号)
 - (2) 収支決算書

(補助金の交付)

- 第7条 補助金は、各年度の事業完了後に交付するものとする。ただし、特に必要があると市長が認めたときは、概算払により交付することができるものとする。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(令和2年度の特例)

2 令和2年度においては、「子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知)に規定する令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業(放課後児童健全育成事業に限る。)を第3条に規定する補助対象経費に、当該事業に係る子ども・子育て支援交付金の交付基準額を第4条に規定する補助金の額にそれぞれ追加するものとする。

附 則 (平成28年3月15日告示第52号)

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第120号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第112号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月1日告示第287号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第118号)

この要綱は、公布の日から施行する。